

提言2

高年齢者の職場リスクとその対策

リスクアセスメントを踏まえた 職場環境改善と作業管理

松葉労働衛生コンサルタント事務所代表 松葉 斉

はじめに

「年齢にかかわらず 安全に働ける職場」へ

令和8年4月から、改正労働安全衛生法に基づき、高年齢者の労働災害防止に必要な措置の実施が事業者の努力義務として位置づけられました。これに合わせて公表された「高年齢者の労働災害防止のための指針」は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理、健康や体力の状況の把握、安全衛生教育などを、職場の実情に応じて体系的に進めることを求めています。

地方自治体においても、この考え方は極めて重要です。自治体職員の業務は、庁舎内の窓口・事務業務だけでなく、清掃、給食、土木、上下水道、消防、福祉、教育、施設管理など多岐にわたります。しかも、それぞれの

職場で作業環境、作業姿勢、身体負荷、対人対応、移動の頻度などが大きく異なります。そのため、高年齢者の労働災害（公務災害）防止は、単に「高齢だから気をつけましょう」という一般的な注意喚起では不十分です。各職場の実態に即したリスクアセスメントを行い、優先順位を明確にしたうえで、ハード面とソフト面の対策を組み合わせて実施する必要があります。

令和6年度の地方公務員の公務災害認定件数は3万669件であり、前年度よりやや減少したものの、近年は高い水準で推移しています。また、職員千人当たりの公務災害認定件数は10.18件となっています（[図1](#)）。一方、公務上死亡災害は令和6年度に28人で、過去最少となりましたが、死亡災害が少なくなったからといって、重篤災害のリスクが消え

たわけではありません。

高年齢者の公務災害防止対策は、特定の年齢層だけを対象にしたものではありません。むしろ、転倒しにくい通路、無理のない作業姿勢、わかり



Profile

まつば・ひとし

松葉労働衛生コンサルタント事務所代表。労働衛生コンサルタント、ISO45001審査員として、企業・自治体の安全衛生管理体制構築、労働災害防止、メンタルヘルス・健康づくり等に携わる。現場実態に即したリスクアセスメントと、組織的なPDCA運用を重視した実務支援を行っている。

図1 地方公務員の公務災害認定件数の推移

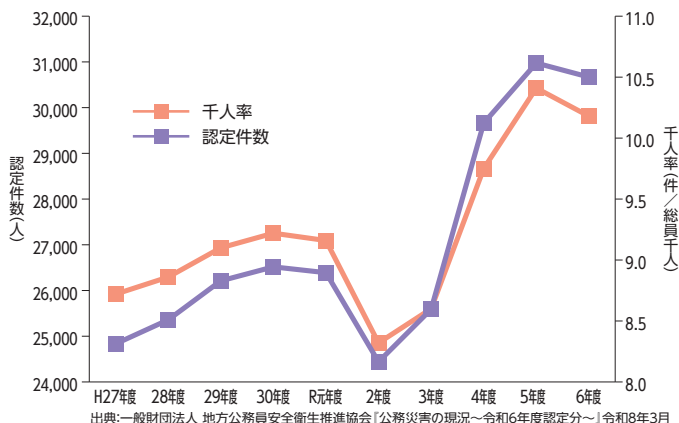
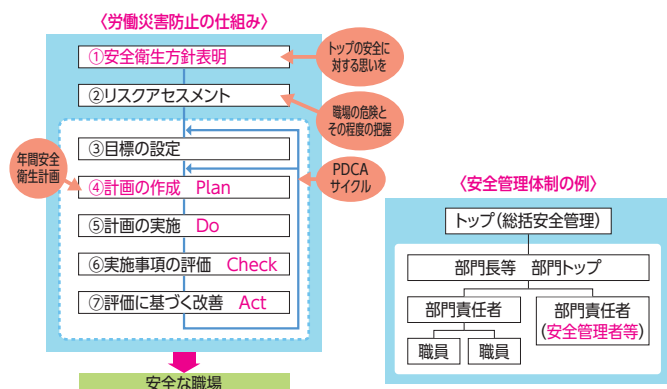


図2 安全衛生管理体制の確立等



※「高年齢者の労働災害防止のための指針」について（令和8年2月10日 基発0120第1号）

図3 従業員の声を拾う安全対策ワークショップ

店舗安全推進活動の運用イメージ

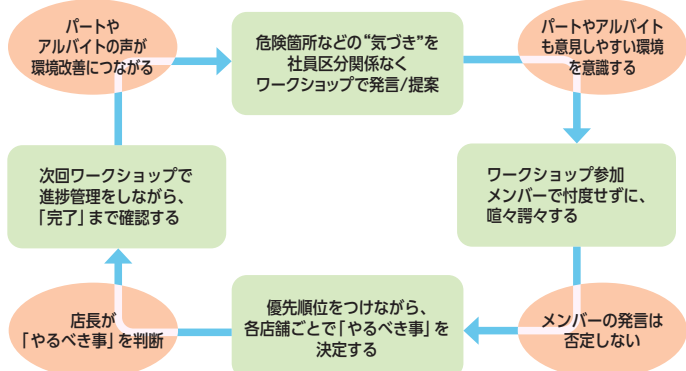


図3～5 出典：厚生労働省 SAFEアワード「株式会社カインズの安全活動について」

図4 設備面での改善（踏み台の改良）

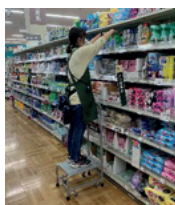
転倒事故を削減！「一段踏み台、二段踏み台」の導入

目的

- 転倒災害を削減するべく、より安全性の高い「一段踏み台」と「二段踏み台」を開発し、店舗へ導入

ポイント

- カインズ独自の開発踏み台
- 踏み面を広くしたことで安定感アップ
- 持ち手を取り付けたことで、より安全に昇降が可能
- アルミ製のため、女性でも簡単に持ち運びが可能
- 踏み台に乗ると自重で沈み込み、脚が床面にしっかりと設置し、安全性が向上



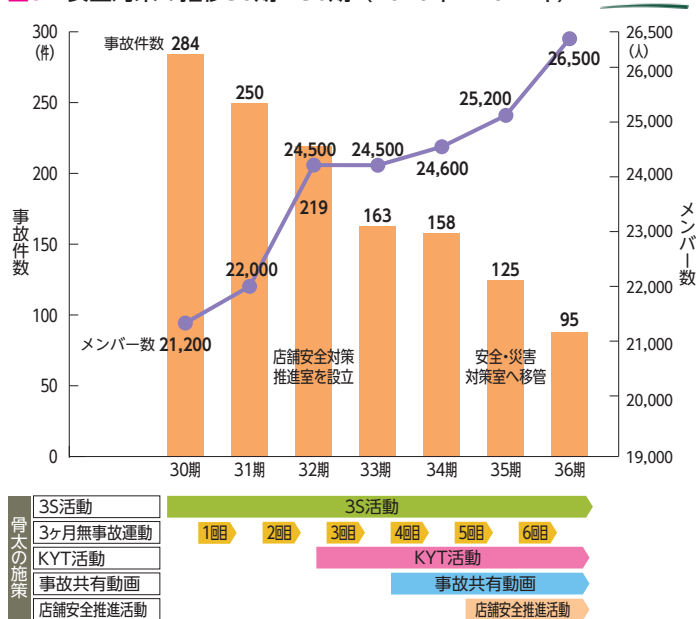
一段踏み台



二段踏み台



図5 安全対策の推移30期～36期（2018年～2024年）



踏まえ、自治体が実務として取り組むべきポイントを整理します。

まず安全衛生管理体制を整える

高年齢者の公務災害防止を進めるうえで、最初に必要なのは、組織としての方針と体制を明確にすることです。指針では、経営トップによる方針表明、安全衛生方針への位置づけ、担当組織や担当者の明確化、安全衛生委員会等での調査審議が示されています（図2）。

自治体でいえば、首長部局、人事

担当、安全衛生担当、現場管理者、産業医、保健師、衛生管理者、安全管理者等が、それぞれの役割を担うことが出発点になります。高年齢者対策は、人事制度だけの問題でも、現場の注意喚起だけの問題でもありません。配置、作業管理、健康管理、教育、設備改善を横断的に結びつける必要があります。

安全衛生委員会が設置されている職場では、委員会の議題として、高年齢者の災害発生状況、ヒヤリ・ハット、体力や健康状態を踏まえた作業配慮、設備改善の優先順位などを定期的に

取り上げることが重要です。委員会がない小規模な出先機関や施設では、定例ミーティング、朝礼、業務打合せなどを活用して、職員の意見を聴く機会を設けることができます。通達でも、労働者の意見聴取は必ずしも会議体に限られず、業務ミーティング等の活用が考えられるとされています。

また、高年齢者が「足元が不安である」「重量物の運搬がきつい」「階段で不安を感じる」「暑い時期の屋外作業がづらい」といったことを言い出しやすい職場風土づくりも大切です。

本人の申し出を「弱音」と受け止めるのではなく、公務災害防止の重要な情報として扱う姿勢が求められます。

自治体の例ではありませんが、比較的年齢層の高いパート従業員等が多い小売業や社会福祉施設などでは、その労働災害防止対策に積極的に取り組む職場も増えてきています。株式会社カインズでは、店舗主体による安全衛生活動の推進を軸に、労働災害の低減に向けた取り組みを体系的に展開しています。その中核となっているのが、従業員の声を拾う安全対策ワークショップです（図3）。

特徴的なのは、安全推進リーダーを各店舗に配置し、主にパート従業員が現場の声を起点に改善を進めている点です。ワークシoppでは、立場に関係なく意見を出し合える環境を整え、現場特有の課題を抽出し、店舗ごとに最適な対策を検討しています。このような双方方向の取り組みにより、「言われたからやる安全」ではなく、「自ら考え実践する安全」へと意識改革が進んでいます。

加えて、安全対策ワークシoppを通じて安全靴や耐切削手袋の導入、踏み台の改良といった設備面での改善も並行して進められており(図4)、ハードとソフトの両面から安全対策が強化されています。

これらの取り組みを店舗主体で継続的に実施した結果、労働災害は年々減少しており、その成果は明確に表れています(図5)。

リスクアセスメントで優先順位を決める

指針の中心にあるのが、危険源の特定等のリスクアセスメントです。高年齢者の身体機能等の変化に伴う公務災害リスクについて、災害事例やヒヤリ・ハット事例から危険源を洗い出し、リスクの高さを考慮して

対策の優先順位を検討することが求められています(図6)。

自治体業務では、リスクの種類が非常に幅広くなります。庁舎内の事務部門では、階段、通路、書庫、コピー機周辺、駐車場、雨天時の玄関などでの転倒・つまずきが問題になります。窓口部門では、来庁者対応に伴う立ち座り、書類や物品の持ち運び、混雑時の移動などがリスクになります。

清掃部門では、重量物の取り扱い、滑りやすい床面、車両周辺での作業、早朝作業が問題になります。給食調理場では、中腰姿勢、重量物の移動、濡れた床、熱源、刃物、時間に迫られる作業が重なります。

土木・建設・上下水道関係では、屋

外での移動、斜面、段差、交通環境、暑熱、悪天候、現場確認中の転倒・墜落・交通事故が課題になります。

優先順位を決める際には、災害が発生した場合に想定される危害の「重大度」と、その災害が発生する「可能性」の程度からリスクの大きさを見積ることが重要です。また、リスク低減措置については、危険な作業の廃止・変更などの本質的対策、工学的対策、管理的対策、個人用保護具・装備の使用という順に検討することが基本です。

たとえば、重い容器を人力で持ち上げる作業がある場合、まず容器の小型化や搬送方法の変更を検討します。次にリフトや台車などの機器・設備導入を検討します。それでも残るリスクについて、作業手順書や作業分担、休憩、教育を整備し、最後に防滑靴やアシストスーツなどの装備を組み合わせます。

この順序を意識しないと、「注意しましょう」「腰を痛めないように持ちましょう」といった教育や注意喚起に留まり、根本的なリスクが残ってしまいます。高年齢者対策では、本人の注意力だけに依存しない仕組みづくりが重要です。

現業部門ではハード・ソフト両面から対策する

清掃、給食、土木、公園管理、施設管理などの現業部門では、身体負荷の高い作業が多く、高年齢者の特性を踏まえた作業環境改善が特に重要です。

清掃業務では、ごみ袋や資源物の運搬、車両への積み込み、階段や狭い場所での作業が腰痛や転倒につながります。対策としては、台車、昇降装置、軽量容器、防滑靴の導入、収集場所の見直し、重量物の小分け化、複数人作業の設定などが考えられます。また、雨天時や冬季は路面が滑りやすくなるため、天候に応じた作業手順の変更や、無理な時間設定を避けることも必要です。

給食調理業務では、食材や食缶の運搬、洗浄作業、長時間の立位作業、中腰姿勢、床の水濡れが大きなりリスクになります。作業台の高さ調整、滑りにくい床材、排水の改善、重量物を腰より下や肩より上に置かない配置、配膳用台車の改善、持ち上げ回数削減などが有効です。作業工程に余裕がない場合、焦りによる転倒や火傷、切創も起こりやすくなりますので、作業量と人員配置の見直し

図6 リスクアセスメントの基本的な手順

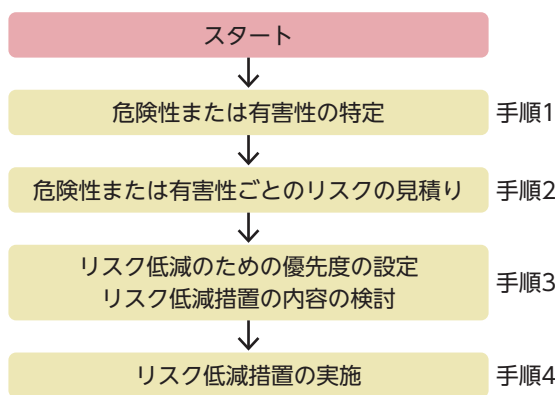
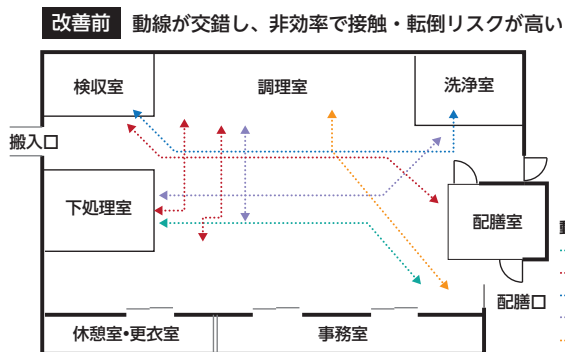
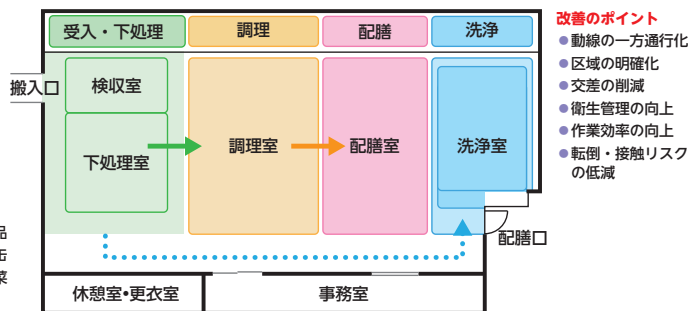


図7 給食調理場における作業動線改善例



※厚生労働省「高齢者の労働災害防止のための指針」、基発0210第1号通達等を参考に著者作成

改善後 動線を一方通行化し、効率化と安全性を向上



※施設の規模・形状により、最適な動線は異なります。

図8 調理場の作業床の改善例



出典：中央労働災害防止協会「高齢労働者の活躍促進のための安全衛生対策－先進企業の取組事例－事例3株式会社平和堂」2017年3月

図9 暑熱作業現場でのバディ制の活用

暑熱作業におけるバディ制の実施イメージ

作業者同士が互いに声をかけあい、体調変化の早期発見と安全確保を図ります。



バディ制のポイント

- ・作業前に体調や睡眠の状況を確認
- ・作業中は定期的に声をかけ、様子を確認(顔色・発汗・動作の異常など)
- ・水分・塩分の摂取状況を確認し、休憩を促す
- ・異常があれば、作業を中止し、管理者へ連絡・対応

確認の例

- ✓ 顔色は悪くないか
- ✓ 汗のかき方はいつもと変わらないか
- ✓ めまい・頭痛・吐き気はないか
- ✓ 水分をしっかりとっているか

※厚生労働省「高齢者の労働災害防止のための指針」、基発0210第1号通達等を参考に著者作成

も安全対策の一部です(図7、8)。

土木・インフラ関係では、現場確認、道路・河川・橋梁・公園等の点検、災害時対応など、屋外での移動と判断を伴う業務が多くなります。高齢者にとっては、斜面、段差、不整地、交通量の多い道路、暑熱環境が大きな負担になります。現場では、単独行動を避ける、バディ制を活用する、作業前に足元や退避場所を確認する、夏季は作業時間帯を調整する、涼しい休憩場所を確保するなどの対応が必要です。通達でも、暑熱作業については休憩時間の確保、水分・塩分摂取状況の確認、健康状態の確認、巡視、バディ制、定期連絡等が推奨されています(図9)。

事務部門にも 行動災害リスクがある

現業部門で重要なものは、ハード対策とソフト対策を分けて考えるのではなく、組み合わせることです。手すりや防滑床を整備しても、時間に追われる作業割付で走るような移動が常態化していれば、転倒リスクは残ります。台車を導入しても、通路が狭く段差が多ければ十分に活用できません。設備改善、作業方法、作業時間、休憩、教育を一体で考えることが必要です(図10)。

事務部門は、機械や重量物を扱う現業部門に比べれば危険が少ないと思われがちですが、実際には、階段で

の転倒、通路でのつまずき、書庫での物品落下、駐車場での転倒、庁舎内移動中の接触など、行動災害のリスクがあります。高齢者の場合、わずかな段差や床面の変化、照度不足、視野の狭まり、急な方向転換が災害につながる可能性があります。

まず取り組むべきは、通路、階段、出入口、書庫、会議室、倉庫、コピー機周辺の整理整頓です。床に配線や荷物を置かない、雨天時の玄関マットを適切に管理する、段差を見やすくする、階段に手すりを設ける、照度を確保する、滑りやすい床を改善するなど、基本的な対策が重要です。指針でも、階段への手すり設置、段差解消、防滑素材の採用、照度確保、安全標識や危険箇所の掲示が例示されています(図11)。

図11 見える化による転倒防止策



出典：厚生労働省「社会福祉施設における労働災害防止のために 好事例集」「社会福祉施設の見える化による安全活動」

図10 現業部門におけるハード・ソフト対策例

部門	主な災害リスク	ハード対策 (設備改善)	ソフト対策 (作業管理等)
清掃業務	転倒・腰痛・車両接触	台車、昇降補助装置、防滑靴、滑り止め床材	収集ルート見直し、複数人作業、ゆとりある作業割付
給食調理	腰痛・転倒・火傷	高さ調整作業台、滑りにくい床、配膳用台車	作業分担、小口化、休憩時間確保、KY活動
土木・施設管理	転倒・墜落・熱中症	手すり、墜落制止用具、冷却ベスト、アシストスーツ	パディ制、暑熱時の時間調整、単独作業回避
介護・福祉	腰痛・転倒	リフト、スライディングシート、移乗支援機器	ノーリフトケア、複数人介助、定期休憩

窓口業務では、来庁者対応のために立ち上がる、書類を取りに行く、複数の案件を同時に処理するなど、注意力を分散させる場面が多くあります。通達では、注意力や判断力の低下による労働災害防止のため、複数作業を同時進行させる負担をできる

だけ避け、必要な場合には管理監督者が優先順位を判断して作業指示をすることが望ましいとされています。これは、自治体窓口においても重要な考え方です。

また、情報機器作業への対応も忘れてはなりません。高年齢者では、画面の見づらさ、眼精疲労、肩こり、腰痛が作業効率や安全行動に影響します。画面の文字サイズ、照明、机・椅子の高さ、休憩の取り方、長時間連続作業の抑制など、情報機器作業の労働衛生管理を丁寧に行う必要があります。

事務部門の安全管理では、「危険な作業はない」という思い込みをなくすることが第一歩です。転倒は、危険には見えない場所で起こることが少なくありません。日常の動線の中にある小さなリスクを見逃さないことが大切です。

健康・体力の把握と両立支援を実務に落とし込む

高年齢者の安全を考える際には、職場環境だけでなく、健康や体力の状況を把握し、それに応じた対応を行うことが欠かせません。指針では、健康診断の確実な実施に加え、健康診断結果の意味を丁寧に説明し、高

年齢者が自らの健康状況を理解できるようにすることが望ましいとされています。また、体力チェックについても、筋力、バランス能力、敏捷性、歩行能力など、労働災害に直接関係する項目を中心に継続的に行うことが示されています。

ここで注意すべきなのは、体力チェックを「選別」や「排除」のために使わないことです。体力の状況を把握する目的は、本人に気づきを促し、職場環境の改善や安全に働ける業務とのマッチングを図ることにあります。通達でも、評価基準を設ける場合には、職務内容に照らして合理的な水準とし、職場環境の改善や体力向上に取り組むことが重要であるとされています。

また、高年齢者の中には、高血圧、糖尿病、心疾患、整形外科疾患、がん治療後の経過観察など、何らかの疾病を抱えながら働く人も少なくありません。安全衛生管理では、治療と就業の両立支援を全庁的な実務として位置づける必要があります。たとえば、通院時間への配慮、重量物取り扱いの軽減、長時間立位作業の回避、深夜業や長時間勤務の抑制、暑熱作業の制限、復職時の段階的業務復帰などが考えられます。

両立支援で重要なのは、本人、管理監督者、人事担当、産業医・保健師等が、情報を共有しすぎず、しかし必要な情報は共有するというバランスです。健康情報や体力情報は個人情報であり、不利益取り扱いを防ぐ観点から、取り扱いルールを安全衛生委員会等で確認しておく必要があります。本人の同意、情報の範囲、共有先、記録の管理、委員会報告時の匿名化などを明確にしておくことが望まれます。

「病気になるから働けない」と考えるのではなく、「どの条件であれば安全に働けるか」を検討することが両立支援の基本です。これは、高年齢者本人の尊厳と働きがいを守るだけでなく、経験豊富な職員の力を組織に活かすうえでも重要です。

安全衛生教育は本人と管理監督者の双方に行う

高年齢者の公務災害防止対策では、安全衛生教育も重要な柱です。指針では、高年齢者に対する教育において、十分な時間をかけ、写真、図、映像など文字以外の情報も活用することが示されています。また、再雇用や異動により経験のない業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練

が必要です。

高齢者本人には、加齢に伴う身体機能の変化が公務災害リスクにつながることを理解してもらう必要があります。筋力やバランス能力の低下、視力や明暗順応の低下、暑さや水分不足への感覚低下、反応時間の遅れなどは、誰にでも起こり得る変化です。これを否定するのではなく、客観的に理解し、体力維持、生活習慣改善、作業前の準備運動、転倒予防体操、適切な靴の使用などに上げることが大切です。

通達では、骨密度が低いと転倒時に骨折しやすくなること、食事や運動により骨密度を維持できること、骨粗鬆症検診の活用なども教育の環境として周知することが望ましいとされています。高齢者の転倒は、単なる打撲では終わらず、骨折により長期休業や生活機能低下につながる可能性があります。したがって、転倒予防は健康づくりとも一体で進める必要があります。

一方で、管理監督者への教育も欠かせません。管理監督者は、高齢者が実際に働く現場を見て、作業に無理がないか、急がせていないか、複数作業を抱え込んでいないか、休憩を取れているかを把握する立場にあ

ります。声かけは、単なる配慮ではなく、安全管理上の重要な行為です。

また、高齢職員と若年職員が互いの強みを活かすことも重要です。若年職員はICT機器に詳しく、高齢職員は現場経験や住民対応の知恵を持っています。両者を対立的に捉えるのではなく、チームとして補完し合う職場づくりが、安全と生産性の双方に寄与します。

安全衛生委員会を起点にPDCAを回す

高齢者の公務災害防止は、一度対策を実施して終わりではありません。年間推進計画を作成し、実施し、評価し、改善するPDCAサイクルが必要です。

まず、Planでは、災害統計、ヒヤリ・ハット、職場巡視、健康診断結果の集团的傾向、職員アンケートなどから現状や課題を把握し、改善の優先順位や対策方針を定めます。次に、Doでは、段差解消、手すり設置、通路改善、作業マニュアル改定、体力チェック、教育、休憩ルール見直しなどを実施します。Checkでは、災害件数、ヒヤリ・ハット件数、職員の声、職場巡視結果、休業状況などから効果を確認します。Actでは、

改善が不十分な点を見直し、次年度計画に反映します。

安全衛生委員会では、個別の健康情報を扱うのではなく、集团的職場環境的な課題として議論することが大切です。たとえば、「庁舎南側階段でつまずきが多い」「給食調理場で床濡れによるヒヤリ・ハットが多い」「清掃部門で腰痛による休業が続いている」「夏季の屋外点検で体調不良の申し出が増えている」といった形で、職場改善につながる情報に加工して扱います。

また、自治体には複数の職場があるので、好事例を横展開することも有効です。ある施設で実施した段差表示や台車改善、作業ローテーション、転倒予防体操、暑熱時のバディ制などが有効であれば、他の施設や出先機関にも共有できます。高齢者対策は、各所属が孤立して取り組むのではなく、全庁的な安全衛生施策として展開することが望まれます。

おわりに

高齢者対策は自治体運営の基盤です

高齢者の公務災害防止は、単なる法改正対応ではありません。経験豊富な職員が安全に働き続けること

は、住民サービスの質を維持し、自治体運営を支える重要な基盤です。

指針と通達が示しているポイントは明確です。第一に、トップの方針を明確にし、推進体制を整えること。第二に、職場ごとのリスクアセスメントを行い、対策の優先順位を決めること。第三に、職場環境改善と作業管理をハード・ソフト両面から進めること。第四に、健康や体力の状況を把握し、両立支援と業務マッチングを行うこと。第五に、安全衛生教育を本人と管理監督者の双方に行うこと。第六に、安全衛生委員会等を活用してPDCAを回すことです。

高齢者のための対策は、結果としてすべての職員にとって安全で働きやすい職場をつくりきます。段差が少なく、通路が整理され、作業にゆとりがあり、体調不良を申し出やすく、互いに声をかけ合える職場は、年齢を問わず災害に強い職場です。

自治体の安全衛生担当者には、制度改正を「負担」と捉えるのではなく、職場を見直す好機として活用していただきたいと思います。高齢者が安心して働き続けられる職場づくりは、これからの自治体にとって、最も実践的で、かつ重要な安全衛生課題なのです。